

● 令和7年度から帯状疱疹ワクチンの
「定期予防接種」が始まります。

■ 実施期間		令和7年4月1日～（通年）	
接種対象者		これまでに帯状疱疹予防接種を一度も受けたことがなく、下記の①～④に該当する方	
	経過措置	① 該年度に65歳 となる方 ② 接種時に60～64歳 で「HIVによる免疫の機能」に障がいのある方（身体障がい者手帳1級程度） ③ 令和7年～令和11年の 各年度に、70、75、80、85、90、95、100歳 となる方 ④ 令和7年度に101歳以上 となる方	
使用ワクチン		生ワクチン	不活化ワクチン
	接種回数	1回接種	2か月の間隔で2回接種
	予防効果	約50%、約5年継続	約90%、約10年持続
	自己負担額	2,500円	13,000円 （6,500円×2回接種）

令和7年度の接種対象者の生年月日は以下のとおりとなります。
5年後に再び接種対象者となるわけではありませんのでご注意ください
 （経過措置は令和11年度で終了となります）。

- ・65歳（昭和35.4.2～昭和36.4.1）
- ・70歳（昭和30.4.2～昭和31.4.1）
- ・75歳（昭和25.4.2～昭和26.4.1）
- ・80歳（昭和20.4.2～昭和21.4.1）
- ・85歳（昭和15.4.2～昭和16.4.1）
- ・90歳（昭和10.4.2～昭和11.4.1）
- ・95歳（昭和5.4.2～昭和6.4.1）
- ・100歳（大正14.4.2～大正15.4.1）
- ・101歳（大正14.4.1以前に生まれた方）

※101歳以上の方は令和7年度のみ接種可能

お問合せはこちら
 宇都宮保健所 保健予防課
電話 028-626-1114
 土・日・祝日を除く
 （午前8時30分～午後5時15分）